

意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例（案）		
意見の募集期間	令和6年1月22日（金）～令和6年1月23日（月）		
担当グループ	市民生活部環境対策室環境対策グループ		
意見提出者数	8者		
意見件数	31件		
提出された意見の概要と市の考え方			
【分類欄について】			
A：意見を案に反映したもの			
B：意見を既に案に盛り込んでいるもの			
C：意見を今後の参考とするもの			
D：意見を案に反映しなかったもの・その他の意見等			
No.	意見の概要	市の考え方	分類
1	<p>第2条「定義」の「再生可能エネルギー発電設備」について、登別市は海に面しているため「波力」も含めるべきではないでしょうか。水力も波力に含めるのであれば、注釈を含めるべきです。</p> <p>また、鉄道軌道（JR北海道やクマ牧場、スキー場が該当）における回生ブレーキ発電も概念に入れるべきです。</p> <p>首都圏での事例ですが、つくばエクスプレス（TX）を運営する首都圏新都市鉄道は、列車がブレーキをかけた時に発生する「回生電力」の余剰分を電力会社に売電する電気供給事業を開始しています。</p>	<p>波力については、その研究が進められているものの、本格的な実用化までに至っていないと認識しており、また、回生ブレーキに関しては、規制の枠内にどう取り入れるか慎重な判断を要するとともに、地域での普及や実現可能性から、現時点でこの2つを他のエネルギー源と同じ枠組みで取扱うことは考えておりませんが、ご意見のとおり本市が海に面している点や他の事例等を考慮し、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
2	<p>第8条「市民の責務」について、「市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければなりません。」とありますが、この文言は削除（又は修正）すべきです。</p> <p>別条項で「市の施策及びこの条例に定める手続の実施に意見を述べ、賛否について議論することができるよう市は政策をしなければならぬ」ではないでしょうか。</p> <p>市民の責務というよりも迷惑施設設備に対して市民が意見を伝え賛否を議論できるようにすべきであって、強制されるものではあってはならないと考えます。</p>	<p>市としましても、本条例の目的に掲げているとおり、「（前略）再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図ること」は大変重要であるものと考えており、第13条「地域住民等への説明等」において、事業者が地域住民等に対する事業計画の説明を義務づけるとともに、地域住民等が当該説明を受けたときは、事業者が意見を申し出ることができ、事業者は当該意見を申し出た者と誠意をもって協議しなければならないことを規定する考えです。</p> <p>また、第6条「事業者の責務」として、地域住民等の意見を尊重するよう規定するとともに、第11条「配慮事項」として、地域住民等から要望が寄せられた場合は、その要望を取り入れるよう努めることを条例の施行規則に明記し、対応を求めてまいりたいと考えております。</p> <p>事業者は、関係法令等及び本条例を遵守し、ルールに則って発電事業を行うことが前提となりますが、地域との調和が図られるよう求めてまいります。</p> <p>市民の責務については、本条例の目的を達成するため、市の施策や本条例に定める手続に市民の皆さまにご協力いただきたく、原案のとおり努力義務として規定させていただきたいと考えております。</p>	D

No.	意見の概要	市の考え方	分類
3	<p>第9条「禁止区域」について、「市長が指定する場所」「強風が発生する恐れのある場所」を追記すべきです。</p> <p>過去には登別市内で強風による停電が起きて、高圧線鉄塔が倒れる事態が発生しました。</p> <p>太陽光発電装置が強風で吹き飛ばすことも考えられることからこの文言を加えること、また、市長判断で（実務的には精査が必要かと思いますが）禁止場所を指定できる規定が必要です。</p>	<p>規制するエリアのうち第9条「禁止区域」は、より事業者の自由や権利を制約するものとなりますので、法令による区域指定の引用等によりお示しすることを基本として考えており、その点において、「強風が発生する恐れのある場所」、「市長が指定する場所」については、必ずしも明確ではないため、禁止区域としての指定は適当ではないと考えております。</p> <p>ただし、強風で発電設備が破損・飛散し、周囲に被害が生じることなどを避けるため、事業者には、第19条「維持管理」の規定により常時安全が保たれるよう求めるとともに、第6条「事業者の責務」においても災害等により事業区域やその周辺区域に被害が生じる場合等に早急な対処等を求めることとしております。</p>	D
4	<p>自然環境、景観、生活環境等の保全に関することについてですが、企業の株主総会で「バードストライク」が及ぼす影響について株主提案の中で問題提起したことがあります。</p> <p>現に、バードストライクは千歳市（苫小牧市）の空港などでも飛行機の運行に影響を及ぼすほど問題となっていることは承知しています。</p> <p>バードストライクによる風力発電での影響は考慮しないのか、文言に加筆すべきです。</p>	<p>本条例では、第9条「禁止区域」と第10条「抑制区域」を規定しておりますが、鳥獣保護の観点から、その中に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する特別保護地区・鳥獣保護区を含める考えです。</p> <p>また、第11条「配慮事項」として、生物の多様性の確保が図られるよう、その影響に配慮することを条例の施行規則に明記し、事業者に対して対応を求めてまいりたいと考えております。</p> <p>ご意見も踏まえ、今後公表を予定する条例の手引書に生物への影響等に関する記述を盛り込みたいと考えております。</p>	C
5	<p>配慮事項についてですが、監視カメラ（夜間でも可能なもの）や各種計量装置（センサー）の設置基準が必要ではないでしょうか。</p> <p>また、無人での監視に加えて有人での監視も高頻度で行うように基準を設けるべきです。</p>	<p>監視カメラ等の設置は、発電設備の安定稼働や公衆の安全確保に寄与し、トラブルが発生した場合でも早期に発見できる可能性が高まりますので、事業者に作成を求める維持管理計画の中に監視に関する内容を含めることを考えております。</p> <p>監視の基準を定めることは想定しておりませんが、ご意見も踏まえ、今後公表を予定する条例の手引書にカメラ等における監視に関する記述を盛り込みたいと考えております。</p>	C

No.	意見の概要	市の考え方	分類
6	<p>この条例案に対して、外資規制・外国人代表者の規制が必要だと考えます。</p> <p>日本電信電話法のように、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本の国籍を有しない人 2 外国政府又はその代表者 3 外国の法人又は団体 4 1～3が直接議決権の10以上を占める法人又は団体 <p>のような規制が必要です。</p> <p>放送法や電波法、航空法、金融商品取引法、航空法、貨物利用運送事業法、NTT法や外為法による規制のような規制を条例で定め、外国勢力による国防を規定すべきです。なぜならば、登別市には自衛隊基地があり、再生可能エネルギーを隠れ蓑にした工作が行われることが懸念されます。</p> <p>水利権にも関わる安全保障上重大な点です。</p>	<p>再生可能エネルギー発電事業は、事業者が関係法令等を遵守し、必要な手続きを行った上で実施することとなりますので、本条例において外資規制等に関する規定を設ける考えはありません。</p>	D
7	<p>数年前に登別ゴルフ場跡に大規模な太陽光パネルが設置されました。</p> <p>ゴルフ場の跡でしたので多くの木を倒す必要はありませんでしたが、問題は景観が変化しましたし、既存の電線の上に高压電線が通り、そこに高压電流が流れるようになったため、電磁波の影響を受けていると思います。</p> <p>そのことについて設置業者から現在に至るまで何も説明がありません。</p> <p>オーストラリアでは、高压電線から出る電磁波は体に影響があることから、その近くの土地は高く売買されないと知り合いから聞いたことがあります。</p> <p>既存の電線に高压電流を流す発電所の設置は反対ですし、クッタラ湖に通じる道路は、観光客が多く通る道路です。</p> <p>自然を壊して太陽光発電設備を造るのは、樹木が酸素を作り二酸化炭素を吸収する営みを壊すのですから景観のみならず気候変動にも逆行する面もありますので、その点を含め中登別からクッタラ湖への道路両側を禁止区域、または抑制区域に指定していただきたいです。</p>	<p>中登別から倶多楽湖に向かう道路（道道倶多楽湖公園線）の付近のほか、その周辺を含めて国立公園と一体的な区域として捉え、抑制区域の範囲とすることで考えております。</p>	A

No.	意見の概要	市の考え方	分類
8	<p>第6条「事業者の責務」・第17条「廃止の届出」・第22条「指導、助言及び勧告」について、第6条4項の「災害等が発生したときの措置及び第17条第2項に規定する発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置に充てる費用について計画的に積み立てなければならない」の規定に係る具体的な対応策の規定提示を要するのではないか。</p> <p>また、第22条第2項第3号では、事後対応となってしまう、その実効性で問題が生じないかの検討を要するのではないかと。</p>	<p>10キロワット以上の太陽光発電のFIT又はFIP認定事業に係る廃棄等費用の積立については、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」により、原則として源泉徴収的な外部積立とされておりますが、ご意見も踏まえ、今後公表を予定する条例の手引書に費用積立に関する記述を盛り込みたいと考えております。</p> <p>なお、第22条第2項第3号は、あくまでも条例等に従わず、発電設備の撤去等の措置を講じない場合における勧告の規定となります。</p> <p>発電設備の撤去等に関しましては、第17条「廃止の届出」において、発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じるよう規定することとしており、第14条「事業計画の届出」にあたっては、「解体、撤去、廃棄等に関する計画書」を提出書類の一つとし、事業着手前の段階からその計画を立てるよう求める考えであり、勧告等に及ぶことなくこうした定めを遵守して対応いただくことがルールとなります。</p>	C
9	<p>第9条（禁止区域）・第10条（抑制区域）の見直しについて意見する。</p> <p>登別市都市計画マスタープラン並びに登別市景観形成基本計画、登別市みどりの基本計画、登別市景観とみどりの条例を遵守することが大切であり、「禁止区域」は、「国立公園の区域」等の他に、特に「国立公園と一体的であって、自然豊かな山あいの温泉地を形成する登別温泉からカルルス温泉を結ぶ区域」などの抑制区域の見直しや、禁止区域を拡充するべく、以下の周辺区域の見直しをする。</p> <p>登別市都市計画マスタープランの「環境共生の方針」に提示されている「環境共生の方針図」の凡例上の「自然体験・自然学習を可能とするエリア」と「都市公園（大きな公園）」「河川」の各周辺を禁止区域とする。</p> <p>登別市景観形成基本計画に提示されている「景観形成基本計画方針図」の「景観軸（河川）」、「景観軸（道路）」、「シンボルとなる山」、「雄大な自然を眺める場所」、「まちを眺める場所」の各周辺を重要視した禁止区域を拡充する。</p> <p>登別市みどりの基本計画に提示されている「図4-1 登別市のみどりの将来像」の凡例上の「市街地のみどり」「山辺のみどり」「山のみどり」「海辺のみどり」「牧草地」「景観軸」「水とみどりの軸」「自然・みどりの交流拠点」「大きな公園」の各周辺、並びに「自然・みどりの交流拠点」間の道路沿いを禁止区域とする。</p>	<p>禁止区域と抑制区域については、事業者の自由や権利を制約するものとなりますので、法律の範囲内で行うことに注意しつつ、禁止・抑制共に法令等の区域指定の引用を基本としており、原案のとおり設定したいと考えております。</p> <p>なお、第9条の「禁止区域」に河川区域などについて、また、第10条の「抑制区域」に都市公園の周辺区域などを設定することとしております。</p> <p>発電事業の実施にあたっては、関係法令等やこの条例のルールに従い、自然環境や景観等に配慮するとともに、地域住民等への説明や理解の確保が図られるよう事業者に対して求めてまいりたいと考えております。</p>	D

No.	意見の概要	市の考え方	分類
10	<p>第25条「国及び道への報告」について、「道」ではなく、「北海道」ではないでしょうか。</p> <p>また、「報告することができる」ではなく、「する」と云う表現で強い意志を示すべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、「道」は、「北海道」を指しておりますが、他の条例において同様に表現している例もあり、原案の規定で特段問題ありません。</p> <p>また、この報告については、市がその時々状況に応じて判断して対応してまいりますので、ご理解いただきたいと考えております。</p>	D
11	<p>法定外税の設定について、再生エネルギー発電設備の設置を否定するものではないが、市内には多数の発電設備が設置されており、今後、更に増設される可能性は高いと考えます。</p> <p>これらの状況は、今後において様々な問題・課題が包含していると考えられ、それらへの予備的経費面から発電設備に対し法定外税を導入すべきである。</p>	<p>脱炭素化に向けた動きを背景に、本市に限らず今後さらに再生可能エネルギー発電設備の導入が進むことも考えられます。</p> <p>再生可能エネルギーの利用は、脱炭素社会の実現を図る上で重要な位置づけとなりますが、その一方で、自然環境や景観等への影響が懸念されるため、この条例の制定に向けて取り組んでおります。</p> <p>法定外税の導入は想定しておりませんが、条例違反があった場合に国の制度と連動が図られるよう（FIT/FIP交付金の一時停止の対象となり得るよう）、「命令」、「罰則」の規定を設け、条例の抑止力や秩序ある発電事業の促進につなげる考えです。</p> <p>本条例の制定後においても、法定外税を含め、他自治体の動向を注視してまいります。</p>	D
12	<p>登別市都市計画マスタープラン並びに登別市景観形成基本計画、登別市みどりの基本計画の具現化は、登別市景観とみどりの条例に掲げられている通り、「市の責務」・「市民の責務」・「事業者の責務」「来訪者の協力等」を再確認し協働による取組みが大切なことから、積極的な取組みをすべく、再考する。</p>	<p>この条例案は、パブリックコメントの実施や環境保全審議会での審議を経て、市議会に提案させていただくことを考えておりますが、これまで連合町内会や市内の自然保全団体、環境保全市民会議との意見交換等によりいただいた地域の声を取り入れながら作成を進めてまいりました。</p> <p>再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図るためには、各主体それぞれの取組が大切であるものと捉えております。</p> <p>このため、条例案の承認をいただき、制定・施行する際には、この内容が広く知られるよう周知を図るとともに、事業者が発電事業を実施する際には、事業者の責務はもとより、関係法令等及びこの条例の遵守を求め、地域との調和が図られるよう運用してまいります。</p>	D

No.	意見の概要	市の考え方	分類
13	<p>再エネの開発計画が出るたびに行政や市民、開発業者がせめぎあい一喜一憂するのはいかがかなと思います。もっと関係者にストレスが少なくスムーズにやり取りができる方策はないものかと考えた次第です。</p> <p>全国の事例を見てみると風力発電の可能性のある市町村においては、太陽光発電の可能地域などを含む詳細なゾーニングマップが作られ始めています。登別市もこれに倣いGISを利用して地域の地形地質、水文、気象、野鳥などの動物、植物、都市計画区分、森林法など各種法の網の区分、文化財、ビューポイント、観光資源、歴史的な構造物、アイヌ語地名、市民の宝物と思われるエリアなどレイヤーに分けて重ね合わせて表示すると開発の可能性のあるエリアとそうでないエリアが明確に出てくると思われます。</p> <p>土地所有者もあらかじめ様々な条件によって区分されたエリアに自分の土地が禁止区域や抑制区域に区分されていれば、ある程度あきらめもつきますし、同時に登別の貴重な資源も守ることができます。</p> <p>詳細なゾーニングを作るには専門家の力もいりますし、時間もかかりますが、やることの必要性は高いと感じます。プロトタイプ的な内容であれば、市民の力も活用することである程度の区分は可能かと思えます。その後、専門家の力を借りるというのも一つの方法です。また、都市の開発計画が立案されたときに、このマップがあればルート上の問題点が的確に素早く把握することもでき、議会や市民との協議も進むと思えます。</p> <p>これは環境課だけで簡単にできるものではありませんが、登別市の力を結集して取り組む価値のあるものだと思います。どうかご検討お願いいたします。苫小牧市のゾーニング事例を参考としてください。</p>	<p>ゾーニングマップについては、再生可能エネルギー発電事業におけるプロセスの円滑化を図るとともに、再生可能エネルギーの利用と環境保全を両立する観点から有効であると認識しておりますので、ご紹介いただきました事例を含め、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
14	<p>第9条2項において、「事業者は、禁止区域を事業区域に含めてはならない。ただし、発電事業の内容が関係法令等の定め適合しているものである場合は、この限りでない。」と定められていますが、この条文における「適合」とは、関係法令等で定められている開発行為に必要な「許認可取得完了や届出の提出完了」を指しているものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>本条文案において、「適合」の基準が示されておらず、運用上の混乱を招く恐れがあるため、条文内、もしくは条例に紐づくガイドラインや手引き等の文書にて、何をもちって適合していると判断されるのかという「適合の基準」の説明をお願いします。</p>	<p>ご認識いただいているとおり、「適合」については、関係法令等で定められている必要な届出の完了や許認可の取得を指しており、ご意見も踏まえ、条例の運用上で混乱を招くことがないよう、今後公表を予定する手引書に「適合」に関する記述を盛り込みたいと考えております。</p>	C

No.	意見の概要	市の考え方	分類
15	<p>第9条1項に定める禁止区域であっても、開発行為に着手する前段階の「計画」や「調査」等の実施を規制するものではないと理解しておりますが、この解釈で相違ないでしょうか。</p> <p>第9条1項に記載する関係法令の多くは、工事等の改変を伴う開発行為について許認可等の取得が義務付けられている一方で、計画・調査を行うにあたっては、許認可を取得せずとも実施が可能です。</p> <p>仮に、許認可等の取得完了が第9条第2項の「法令に適合」する基準とされる場合、関係法令上は適切な運用を行っているにも関わらず、本条例（案）上では、適合の可否を判断することができないことにより、混乱が生じてしまうことが懸念されます。</p> <p>そのため、関係法令に定められる許認可等の取得前でありながら運用・手続きを適切に実施している禁止区域内での「計画」や「調査」等を規制するものでない旨を確認させていただきたいです。</p>	<p>ご認識いただいているとおり、開発行為に着手する前段階の計画や調査等の実施を妨げるものではありません。</p> <p>しかしながら、調査等を行う中で地域住民等が不安を感じることも懸念されますので、可能な範囲で市への事前の情報提供や地域住民等の説明などにご協力いただくと幸いです。</p>	D
16	<p>関係法令への適合前における禁止区域内での事業計画の取扱い（計画や調査等が可能である旨）について条文内、もしくは条例に紐づくガイドラインや手引き等の文書にて明記いただくことを強く希望いたします。</p> <p>一般的に陸上風力発電事業や地熱発電事業は、開発に向けての調査期間が長く、計画から運転開始までの総開発期間は約10年前後と長期にわたります。特に、環境影響評価法の対象事業においては、法令を通じた環境影響調査結果や住民説明会等を通して地域の方々・地方公共団体等の意見を取り入れながら事業計画を決定するため、開発後期になるまで詳細な事業計画が確定せず、関係法令等の許認可取得は開発後期まで困難です。例えば、森林法における国有保安林の解除申請は、事業計画の確定までは審査そのものが受けられない定めとなっているため、協議開始に至るまで一般的に計画から5～6年の期間を要します。条例の解釈齟齬や事業者、地域住民等の混乱を防ぐためにも、禁止区域での計画や調査、事業計画の確定等、関係法令で定められる許認可取得までの事業の扱いについて、条文内、もしくは条例に紐づくガイドラインや手引き等の文書にて、明確な説明をお願い致します。</p>	<p>発電事業の内容によっては、許認可の取得や本格的な事業の開始までに長期間にわたるプロセスを要することもあるものと承知しております。</p> <p>ご意見も踏まえ、条例の運用上で混乱を招くことがないように、今後公表を予定する手引書に、禁止・抑制区域の設定にかかわらず、関係法令等の定めと適合させるための事前調査等の実施を妨げるものではないことなど、そうした手続きを要する事業の取扱いに関する記述を盛り込みたいと考えております。</p>	C

No.	意見の概要	市の考え方	分類
17	<p>第5条「市の責務」について、第2項として「一定規模の開発計画の知らせを受けた場合は学識経験者や市長が指定した関係者による審議会もしくは検討会を設けることができる」と盛り込めないだろうか。</p> <p>事業計画によっては登別市のまちづくりに大いに影響の出るケースが出ないとも限りません。</p>	<p>事業者は、関係法令等を遵守した上で発電事業を行うことが前提となりますので、本条例により審議会や検討会を設置して審議等を行うことは考えておりません。</p> <p>なお、市では、登別市環境基本条例の規定により、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、学識経験者、市民、事業者、民間団体等の中から委嘱した委員及び公募による委員で構成する登別市環境保全審議会を設置しており、登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例案についても、同審議会で審議いただいております。</p>	D
18	<p>第6条4項に「解体、撤去、廃棄その他必要な措置に充てる費用について計画的に積み立てなければならない」とあるが、積立を企業内の銀行口座などの内部積立ではなく、第三者機関などで外部積立をする旨を盛り込んでほしい。</p>	<p>10キロワット以上の太陽光発電のFIT又はFIP認定事業に係る廃棄等費用の積立については、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」により、原則として源泉徴収的な外部積立とされております。</p> <p>なお、長期安定発電の責任・能力があり、かつ確実な資金確保が見込まれるものとして、一定の厳格な要件を満たす場合には、例外的に内部積立が認められているものと認識しておりますので、本条例において外部積立に限定して規定することは考えておりません。</p>	D
19	<p>第8条「市民の責務」が規定されていますが、条例は制定されてからがスタートと思われれます。</p> <p>市民も大いにかかわりのある条例と思われれますので、この条例に魂を吹き込む意味で市民への更なる周知や普及活動も必要かと思われれます。微力ではありますが、協力させていただきたいと思われれます。</p>	<p>ご協力の申出に感謝いたします。</p> <p>条例案について承認をいただけましたら、この内容を広く知っていただけるよう周知を図ってまいります。</p> <p>なお、周知にあたりましては、分かりやすくお伝えできるよう努めさせていただきます。</p>	D
20	<p>再生エネルギーの地熱の分野では、現地施設に何かトラブルがあった場合に24時間以内に行くこととされています。</p> <p>太陽光発電設備は、火災事故や水害による感電、強風によるパネルの飛散、斜面からの崩落事故などが起きる可能性があります。</p> <p>これらの施設についても事故などがあつた場合、登別市では24時間以内に対処を開始する旨規定することをお願いしたい。</p>	<p>ご質問のトラブルにつきましては、太陽光発電設備に関しましても、感電、電気火災、他者への損害、設備の破損について事故等が発生した場合、24時間以内に「事故の概要（速報）」、30日以内に「事故の詳細（詳報）」を管轄する産業保安監督部へすることが電気事業法により義務づけられておりますので、本市の条例で規定することは考えておりません。</p> <p>なお、この条例では、第6条「事業者の責務」において、自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、市その他関係機関と速やかに協議し、早急に対処するとともに、地域住民等に周知しなければならない旨を規定することとしております。</p>	D

No.	意見の概要	市の考え方	分類
21	別図について、抑制区域として「国立公園と一体的なエリア」を指定していますが、札内の道道上登別室蘭線や中登別からクッタラ湖への道道クッタラ湖公園線も観光の幹線路で登別ICからカルルス間のエリアに劣らず重要な地点と思われます。是非とも再検討願えないでしょうか。	ご意見にある2つのエリアのうち、中登別から倶多楽湖に向かう道路（道道倶多楽湖公園線）の付近のほか、その周辺を含めて国立公園と一体的な区域として捉え、抑制区域の範囲とすることで考えております。	A
22	近年は、状況の変化などにより条例に抜け道ができる場合があると聞きます。新たな問題が生じた場合必要に応じて速やかに条例を改正できるものとしてほしいと思います。	条例の改正については、再生可能エネルギー発電事業に関する法律や社会情勢の変化などを踏まえ、状況に応じて判断し、対応してまいります。	D
23	風力発電（風車）、太陽光発電（モジュール）の設置は、設置場所、設置範囲を定めておくこと。	本条例では、自然環境や景観等を保全する観点から、発電事業の事業区域に含めることを禁止・抑制するエリアを設定することとしておりますが、発電設備の設置場所は、事業者が計画する事項となりますので、その範囲を定めることは考えておりません。	D
24	発電機材の腐食、機能不全、破損した場合は、発電事業者が撤去、復旧し、安全な状態を確保すること。	第19条「維持管理」において、発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない旨を規定することとしており、事業者に対して適切に点検・管理等を行うよう求めてまいりたいと考えております。	B
25	木々を伐採した場合は、植林等を行い現状に復帰させ、また自然景観を損なわないよう配慮すること。	第11条「配慮事項」として、樹木を伐採する場合は、最小限とすることのほか、既存の樹木等を生かしながら、景観等に及ぼす影響を最小限とするよう十分配慮し、景観等を損なう場合又は損なうおそれがある場合は、植樹等の対策を講じることなどを条例の施行規則に明記し、事業者に対して対応を求めてまいりたいと考えております。	B
26	自然災害、造成力所等で土砂崩れ、土砂の流失があった場合に速やかに復旧し、同じ災害が起こらないよう配慮すること。	第6条「事業者の責務」において、災害が発生しないよう十分に配慮することのほか、自然災害などにより事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、市その他関係機関と速やかに協議し、早急に対処することなどについて規定することとしております。 また、第11条「配慮事項」として、土砂の流出を防止する措置を講じることなどを条例の施行規則に明記し、事業者に対して対応を求めてまいりたいと考えております。	B

No.	意見の概要	市の考え方	分類
27	住民の意見、要望を十分に考慮して理解を得ること。	<p>発電事業の実施にあたりましては、第13条「地域住民等への説明等」において、地域住民等への説明を義務づけることとしており、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならないことのほか、地域住民等から意見の申出があったときは、当該意見を申し出た者と誠意をもって協議しなければならない旨を規定することとしております。</p> <p>また、第11条「配慮事項」として、地域住民等から要望が寄せられた場合は、その要望を取り入れるよう努めることを条例の施行規則に明記し、事業者に対して対応を求めてまいりたいと考えております。</p>	B
28	発電事業は、日本法人に限ること。	再生可能エネルギー発電事業は、事業者が関係法令等を遵守し、必要な手続きを行った上で実施することとなりますので、本条例において日本の事業者に限定する規定を設ける考えはありません。	D
29	発電場の使用期間を決めておくこと。	発電事業の実施期間については、事業者の権利により定めるものとなりますので、この条例で制限することは考えておりませんが、この条例の規定による届出において発電設備の運転予定期間をお示しいただくことにより事業者の計画について把握することを予定しております。	D
30	<p>市内には、史跡や文化財には指定されていないものの、多くのアイヌ語地名があります。これらは地形や植生からつけられたものが多く、今でもその地名の由来を確認できる場所もあります。</p> <p>例えば、「上記のほか、必要と認める区域」の別表などでアフルパロやリフルカ、ランボッケ、ヘサンケなどの「アイヌ語地名のある文化的景観とその周辺」を記載することはできないでしょうか。（初年度が難しくても改定のための委員会を設けて、所有者と協議していくのは如何でしょうか。）</p>	<p>ご意見のとおり、市内には、地形を由来にしたり地名にまつわる物語が伝承されているアイヌ語地名が数多く残されております。</p> <p>国においては、アイヌ文化に由来する景勝地を「ピリカノカ」として文化財指定（名勝）しておりますが、本市では、この指定を受けている対象がないこともあり、法律の引用を基本として禁止区域や抑制区域を設定する観点などから、現状において区域設定することは考えておりませんが、アイヌ文化に由来する場所の文化財指定の状況等に応じ、関係部署と連携しながら検討いたします。</p>	C

No.	意見の概要	市の考え方	分類
31	<p>ソーラーパネルの設置よりも生物多様性の観点から、地域の生き物を守ることに所有者がメリットを感じられる仕組みづくりができないものではないのでしょうか。</p> <p>自宅前には、間もなくソーラーパネルが設置されると聞きました。野鳥が営巣したり、果実を啄んだりできるハリギリなどの巨木が数本ありましたが、設置準備のために皆伐されると、よく姿を見せていたオオアカゲラ (https://www.city.noboribetsu.lg.jp/kankyo/) の姿が見られなくなりました。</p> <p>「良好な自然環境」とは何か考えると、住宅街の林にも高木・中高木・低木があり、昆虫や様々な野鳥が種子を運ぶなど生物多様性、つまり「良好な自然環境」が存在しています。</p> <p>例えば、このような地域を生物多様性保全に資する地域（OECM）として設定し、30by30という目標に導く仕掛けづくりも条例の制定と併せて検討いただきたいです。</p>	<p>OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する区域）は、30by30目標（2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標）の達成に貢献するものと認識しており、ご意見のとおり、生物の生息・生育環境を守るという点からも、良好な自然環境の保全を図る必要があるものと考えております。</p> <p>この条例では、第11条「配慮事項」として、樹木を伐採する場合は、最小限とすることのほか、生物の多様性の確保が図られるよう、その影響に配慮することを条例の施行規則に明記し、事業者に対して対応を求めてまいりたいと考えております。</p> <p>ご意見も踏まえ、今後公表を予定する条例の手引書に生物への影響等に関する記述を盛り込みたいと考えております。</p>	C